

木質ペレット燃料についての検査方法

1 適用範囲

この検査方法は、日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）第10条第1項及び同法第30条第1項の規定による認証を受けた取扱業者及び外国取扱業者が行う木質ペレット燃料についての検査方法を規定する。

2 検査の種類

検査は、次のいずれかの方法によって行わなければならない。

a) 最終製品における検査

- 1) 理化学検査は、抽出して行う。
- 2) 最終製品における検査は、**箇条3**に定めるところによる。

b) 製造工程における検査

製造工程における検査は、**箇条4**に定めるところによる。

3 最終製品における検査

3.1 第1種検査方法

3.1.1 抽出の割合等

製造条件が同一と認められ、かつ、同一等級に適合させようとする10日以内の製造荷口を検査荷口とし、その検査荷口から**JAS 0030**の**B.5**に定める数量を抽出する。

3.1.2 検査に係る格付の基準

JAS 0030の**6.1**、**6.2**、**6.4**、**6.5**及び**6.7**によって試験を行い、その結果、**JAS 0030**の**5.1**によって合格又は不合格を判定する。

3.2 第2種検査方法への移行

3.1に定めるところによって検査を行った結果、その検査荷口のもものが連続して5回合格に格付されたときは、その検査荷口に係る工場の製品については、それ以後の抽出の割合等及び検査に係る格付の基準は、**3.3**に定めるところによる。

3.3 第2種検査方法

3.3.1 抽出の割合等

3.1.1の規定を準用する。この場合において、**3.1.1**中“製造条件”とあるのは“**3.2**の規定によって検査が**3.3**に定めるところによることとなった木質ペレット燃料の製造条件”と、“10日分”とあるのは“30日分”と読み替えるものとする。

3.3.2 検査に係る格付の基準

3.1.2 の基準を準用する。

3.4 第1種検査方法への移行

3.3 に定めるところによって検査を行った結果、その検査荷口のもものがその格付しようとする等級に合格されない場合が生じたときは、その検査荷口に係る工場の製品については、それ以後の抽出の割合等及び検査に係る格付の基準は、3.1 に定めるところによる。

4 製造工程における検査

4.1 抽出の割合等

樹種及び製造条件が同一と認められ、かつ、同一等級に格付しようとする原則として1日以内の製造荷口を検査荷口とし、その抽出の割合及び方法は、品質管理内部規程 [木質ペレット燃料についての取扱業者の認証の技術的基準（令和5年6月15日農林水産省告示第745号）の2.2.2 d)に規定する内部規程をいう。以下同じ。] に定めるところによる。

4.2 検査に係る格付の基準

品質管理内部規程に基づいて検査を行い、その結果、品質管理内部規程に基づく品質管理の基準に達したときは、当該検査荷口を合格に格付する。

制定等の履歴

制 定：令和5年6月15日農林水産省告示第744号

制定文、改正文、附則等（抄）

- 令和5年6月15日農林水産省告示第744号
令和5年7月15日から施行する。